福島県告示第六百三十六号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

### 示

○漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため ○計量器の定期検査を実施する件 ○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の 届出があった件

在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件五件

○道路の区域を変更する件三件

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件

島

### 福島県警察本部

○落札者を決定した件

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 福島県人事委員会

芸芸

壼

### 告 示

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年九月十大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規 課に備え置いて縦覧に供する。 島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策 七日から令和四年一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福

令和三年九月十七日

大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更した事項 ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原

ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更後) 別紙書面のとおり (変更前) 別紙書面のとおり

 $\equiv$ 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

届出をした者 令和三年八月三十日

Ŧī.

株式会社日和田ショッピングモー

イオンリテール株式会社

「別紙書面」は、省略し、 その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第六百三十七号

芫

弄 売

検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十 号 第十九条第一項の規定により、 特定計量器の定期

令和三年九月十七日

**臺** 臺

計量法第二十一条第二項の規定により、 知事が指定した場所で実施する検査福島県知事 内 堀 雅 雄

村西白河郡西郷	の地域)	地域)	検査区域
		ジ。)、分局女がおおい、分局女がおおい、分局女がお二月に掲げ一号又は第二号に掲げ一号又は第二号に掲げをおいるものを除く。以下同るものを除く。以下同るものを除く。以下は、おり、計量法は、から、計量法は	対象となる特定計量器
午後四時まで午後四時まで	午前九時三○分から午前九時三○分から	午後四時まで 午後四時まで 午後一時から 年後一時から	検査の期日及び時間
西郷村商工会館	白河市表郷庁舎	白河市東庁舎	検査場所

福

福島県告示第六百三十八号

覧に供する。

村 右 に 掲 げる 市	の地域)
右の特定計量器で、右の検査を受けなかった	
一○月二二日から一一 月一九日まで (火曜日、 日及び祝日を除く。) 午前九時から 午前一一時三○分ま で 午後一時から	午前一二時まで午前九時三〇分から
所福島県計量検定	善センター

定する検査場所で実施する検査 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項に規

西白河郡西郷村 及び東の地域)及び 白河市(表郷、大信	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもり	対象となる特定計量器
日及び祝日を除く。)〇日まで(土曜日、日曜一一月一日から一二月二	検査の期日

(計量検定所

を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により

令和三年九月十七日

福島県知事 内 堀 雅

雄

届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市平沼ノ内字新街六○番地の五

同 市平沼ノ内諏訪原一丁目二二番地の八 市平沼ノ内字新街一四七番地の二

2 加 入区の名称

大 伊 平 藤 矢吹 利正正子行一

沼之内加入区

- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称 いわき市漁業協同組合
- 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間

令和三年九月十七日から同年十月一日まで

2 縦覧の場所

いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

水 産 課

## 福島県告示第六百三十九号

のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

次のとおりである。

令和三年九月十七日

所在の不分明な者の氏名

福島県知事

内

堀

雅

雄

通知の内容の要旨

安部喜作

2 の指定施業要件を変更する件(令和三年農林水産省告示第千二百一号)によること。

当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

(森林保全課)

### 福島県告示第六百四十号

のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 次のとおりである。 定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和三年九月十七日

所在の不分明な者の氏名

福島県知事 内 堀

雅 雄

星伊惣次 星金三郎 柿沼春男 柿沼勝三 柿沼信太郎 佐藤秋男 相原甚吉 相原清治 大野福一 室井 田代松右エ門一美 室井菊次 田代辰左エ門 室井源一 郎

田代兵右工門 田代兵吉 田代亘男

通知の内容の要旨

(森林保全課)

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 次のとおりである。 のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和三年九月十七日

福島県知事

内

堀 雅

雄

所在の不分明な者の氏名

通知の内容の要旨

保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 の指定施業要件を変更する件(令和三年農林水産省告示第千二百十四号)によるこ 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

(森林保全課

# 福島県告示第六百四十二号

福

島

のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 次のとおりである。 定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和三年九月十七日

所在の不分明な者の氏名

福島県知事

内

堀

雅 雄

通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 の指定施業要件を変更する件(令和三年農林水産省告示第千二百十五号)によるこ 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

(森林保全課

## 福島県告示第六百四十三号

のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 次のとおりである。 定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 同法第百八十九条の規

令和三年九月十七日

所在の不分明な者の氏名

福島県知事

内

堀

雅

雄

通知の内容の要旨

2 の指定施業要件を変更する件(令和三年農林水産省告示第千二百十六号)によるこ 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

(森林保全課)

# 福島県告示第六百四十四号

計画課及び福島県県北建設事務所で令和三年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

令和三年九月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

○ 番 三 地	三四九号   九番地先から   一般国道   伊達郡川俣町字上桜九	路 線 名 〇	泉 <u>〈</u>
先まで変更後	上桜九 変更前	の変更別	変更更
B A - ○ 三 - 六 ○ 四 · ・ ○ ・ 四 - 〈 八 〈	A 二 三四 ·八	(メートル)	敷地の幅員
一 四 七 七 〇	1111.0	(メートル)	延長

(道路計画課)

### 福島県告示第六百四十五号

課及び福島県県南建設事務所で令和三年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

令和三年九月十七日

福島県知事 内 堀 雅

雄

上同	津港線 上町	名	
上町七〇番一地先まで	7 『『日月七字篇字正町六八番地先から『白川郡塙町大字塙字		<u>ズ</u> 引
変更後	変更前		変更更前
二七〇分五	一四・七	(メートル)	敷地の幅員
一二〇・七	一三〇・七	(メートル)	延長

(道路計画課)

報

課及び福島県県南建設事務所で令和三年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一福島県告示第六百四十六号 令和三年九月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	山八槻線	<b>路</b> 名	泉
で馬喰内一の	琄	Þ	₹
番一地先ま町大字植田	二番地先か町大字植田	III.	1
変更後	変更前	の 寥 別 復	更更
	一 二 九 九	(メートル)	敷地の幅員
七	七	(メートル)	延
七一・〇	七一.0	アル)	長

(道路計画課)

福島県告示第六百四十七号

福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年九月六日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

氏名又は名称 指定の有効期間

長 長沼 克 長沼 克 往 長 長 器 器 会 権現堂字上蔵役目 双葉郡浪江町大字 一八番地一 令和九年三月三一日まで令和四年四月一日から

浪江地区交通安全協

及び所在地

売りさばき所の名称

内 堀

雅 雄

会

双葉郡浪江町大字権

令和三年九月十七日 福島県知事

番地一(双葉警察署 現堂字上蔵役目一八

浪江分庁舎内)

(出納総務課)

福 島

察本

部

### 福島県警察本部公告第81号

令和3年9月17日 金曜日

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通規制情報管理システム機器 の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第 12条及び福島県財務規則 (昭和 39年福島県規則第17号) 第 274条の 11第1項の規定によ り公告する。

令和3年9月17日

福島県警察本部長 児 嶋 洋 平

- 落札に係る借入物品の名称及び数量 交通規制情報管理システム機器
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 2 福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 落札者を決定した日 3 令和3年7月28日
- 落札者の氏名及び住所

株式会社ジー・アイ・システム 福井県坂井市坂井町宮領58字20番地3

- 落札金額 5 31,592,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 令和3年6月18日

(会 課)

計

令和三年九月十七日

警護. 官 を 航空隊長

この規則は、

令和三年十月一日から施行する。

警衛警護官 に改める

一警察の部警察本部の項中 航空隊長 通信指令室長

別表第一

次のように改正する。

員の給与の支給に関する規則

(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)

0)

部

部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一

島県人事委員会規則第十二号

別表第一中「地域部総合運用指令課」を「警備部警備課」 首席術科指導員 を に改める。 首席術科指導 員

に、

通信指令室長

警

委員長 齋 藤 記 子

の給与の支給に関する規則の 一部を改正する規則をここに公布する

福

島

県

事 委 員

会

福島県人事委員

(採用給与課)

福 発行者 印刷所 株式会社 第 印 刷